

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（2号機原子炉格納容器内部詳細調査）に係る面談
2. 日時：令和2年7月30日（木）10時30分～11時30分
3. 場所：原子力規制庁 18階会議室
4. 出席者
原子力規制庁 原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
知見主任安全審査官、松井安全審査官、高木技術参与
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所 担当2名（テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

○東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）から、実施計画の変更認可申請（2号機原子炉格納容器内部詳細調査）に係る原子力規制庁からの質問事項について、資料に基づき主に以下の説明があった。

- 1, 2号機原子炉格納容器（PCV）内部の現状について
 - ✓ 1号機では、過去の内部調査からペDESTAL外にCs-137が主成分の堆積物を確認している。
 - ✓ 2号機では、過去の内部調査からペDESTAL内に燃料集合体の一部とみられる落下物等の堆積物を確認している。
- 内部調査に係る作業時の窒素封入の目的について
 - ✓ 2号機X-6ペネトレーション（以下「X-6ペネ」という。）については、2016年12月に最初に穴あけ加工を実施した際に、残留水素の爆発防止対策として窒素置換を実施し、水素滞留の懸念がなかったことから、今回の作業では残留水素の爆発防止を目的とした窒素置換は不要と考えている。
 - ✓ エンクロージャ内の設備（アーム、保守用マニピュレータ等）の汚染防止を目的として、エンクロージャ側に窒素を封入・加圧し、PCV内への窒素の流れを作ることと考えている。
- 内部調査後のアクセス・調査装置回収時の除染及び回収後の取扱いについて
 - ✓ 1号機の内部調査では複数の装置を使用し、その取替時に人がアクセスすることから、被ばく低減のために除染を実施するが、2号機の内部調査では装置の入替えがないことから、回収時の除染は実施しない。
 - ✓ 内部調査後に回収した装置は構内で保管する。
- アクセス・調査装置損傷時の対応について
 - ✓ アームのモータが故障した場合は、駆動軸（関節）にあるクラッチを切ることで関節を外力で動かすことができるようになり、故障していない駆動軸を使用してアームをエンクロージャ内に回収できる。

○原子力規制庁は、上記説明を受けた内容について確認するとともに、

- PCV内の残留水素の分布、濃度等に係る東京電力としての見解について説明すること
 - 内部調査のための各種装置・機器の強度や耐震に係る考え方について説明すること
- 等を求めた。

6. その他

資料：

- 1, 2号機PCV内部の現状について
- 2号機PCV内部調査にむけたX-6ペネ穴あけ及び今後の予定について
- 福島第一原子力発電所 1号機原子炉格納容器内部詳細調査 被ばく低減対策について
- 福島第一原子力発電所 2号機原子炉格納容器内部詳細調査 補足説明資料